

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和3年6月30日

大阪府知事 殿

受 付	
令和	-3.7.19
泉農緑第	号
大阪府	

提出者

住 所 大阪市中央区大手前二丁目

氏 名 大阪府知事 吉村 洋文

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

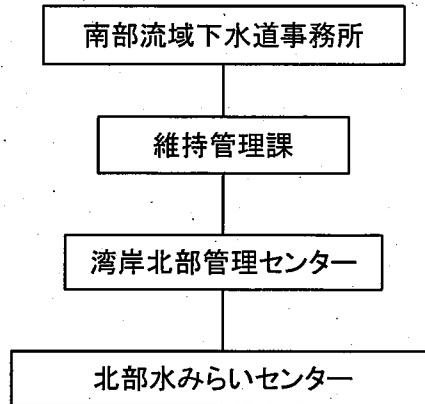
電話番号 072-438-7406（南部流域下水道事務所）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	南大阪湾岸流域下水道 北部水みらいセンター
事業場の所在地	大阪府泉北郡忠岡町新浜三丁目
計画期間	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	36 : 水道業
②事業の規模	処理水量 63,677千m ³ /年（令和2年度実績）
③従業員数	44（メンテナンス業者：33 府職員：11）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	汚泥（沈砂）
	排出量	565,880 t	6 t
	（これまでに実施した取組） ・水濁法と廃掃法の兼ね合いにより、排水中の汚濁を極力取り除くことを主目的としているため、減量化することは困難と考える。 令和2年度は放流水の処理状況を良好に保つため、発生する沈砂やしさにについて適正に排出した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	汚泥（沈砂）
	排出量	584,680 t	6 t
	（今後実施する予定の取組） ・令和2年度と同様に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・下水汚泥、沈砂、しさ等は、発生工程が違うため、分別されている。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・令和2年度と同様。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

汚泥 (しさ)	廃プラスチック類		
26 t	0 t	t	t

②計画

汚泥 (しさ)	廃プラスチック類		
26 t	0 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	汚泥（沈砂）
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	汚泥（沈砂）
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	汚泥（沈砂）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） ・実施していない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	汚泥（沈砂）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） ・予定なし			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

汚泥 (しさ)	廃プラスチック類		
0 t	0 t	t	t

②計画

汚泥 (しさ)	廃プラスチック類		
0 t	0 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

汚泥 (しさ)	廃プラスチック類		
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

②計画

汚泥 (しさ)	廃プラスチック類		
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	汚泥（沈砂）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	汚泥（沈砂）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	汚泥（沈砂）
	全処理委託量	t	6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	6 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	t	t
（これまでに実施した取組） ・下水汚泥は、全量、配管送泥し、大阪南下水汚泥広域処理場で自己中間処理（脱水・焼却）を実施。 ・その他は法令等に基づき適正に契約を締結して委託している。 ・処理状況を定期的に確認している。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

汚泥(しよ)	廃プラスチック類		
0 t	0 t	t	t

②計画

汚泥(しよ)	廃プラスチック類		
0 t	0 t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

汚泥(しよ)	廃プラスチック類		
26 t	0 t	t	t
26 t	0 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	汚泥（沈砂）
	全処理委託量	t	6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
・令和2年度と同様。			
※事務処理欄			

②計画

汚泥 (しさ)	廃プラスチック類		
26 t	0 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

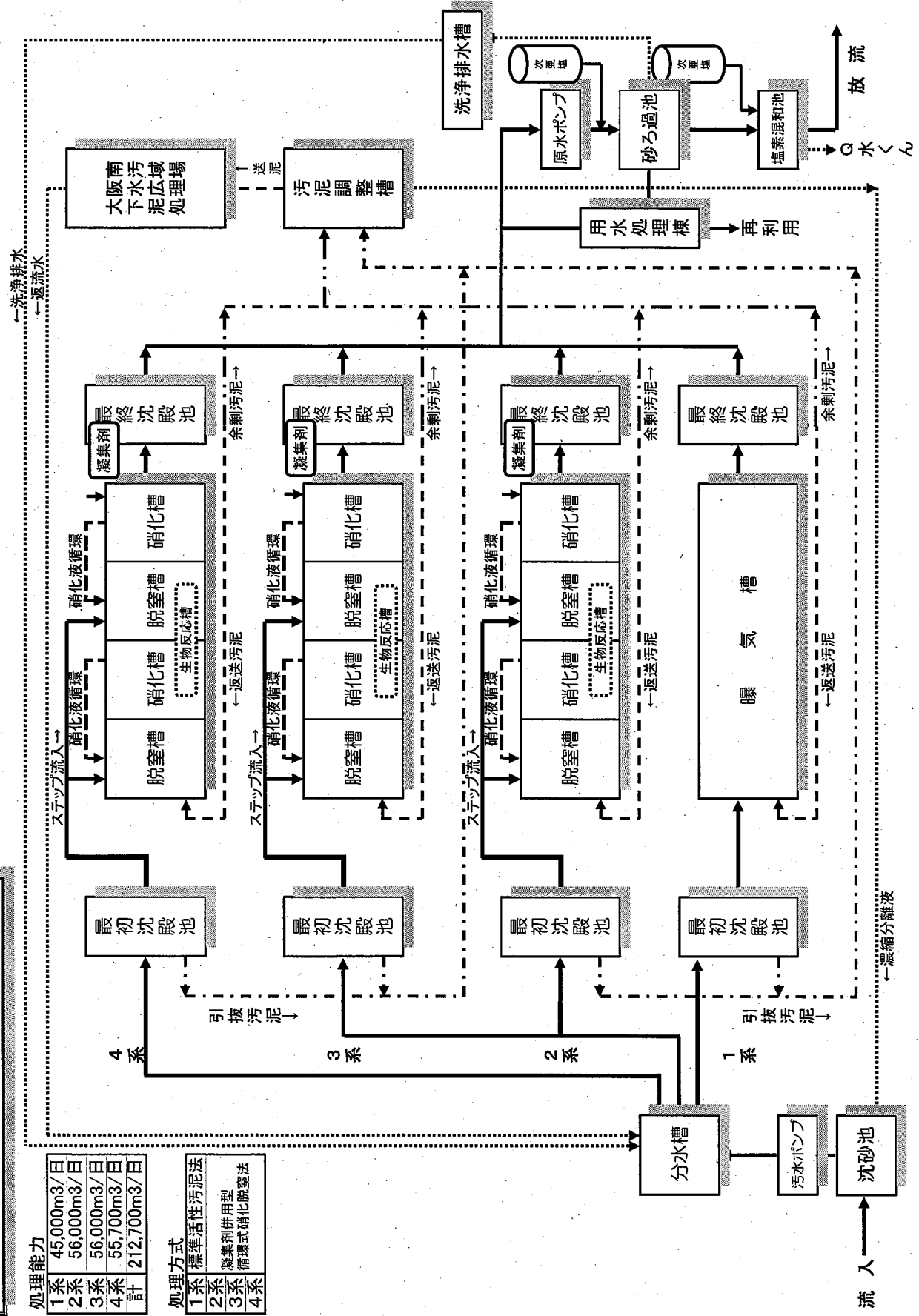
北部水みらいセンター 処理フロー図

処理能力

1系	45,000m ³ /日
2系	56,000m ³ /日
3系	56,000m ³ /日
4系	55,700m ³ /日
計	212,700m ³ /日

処理方式

1系	標準活性汚泥法
2系	標準活性汚泥法
3系	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法
4系	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法



←洗浄排水
←返流水

放流
Q 水くん

←濃縮分離液

大阪南下水域
処理場

汚泥調整槽

洗浄排水槽

原水ポンプ

次亜塩素酸

砂ろ過池

塩素混和池

用水処理棟

再利用

最終沈殿池

最終沈殿池

最終沈殿池

最終沈殿池

凝集剤

凝集剤

凝集剤

凝集剤

硝化液循環

硝化液循環

硝化液循環

硝化液循環

脱窒槽

脱窒槽

脱窒槽

脱窒槽

硝化槽

硝化槽

硝化槽

硝化槽

生物反応槽

生物反応槽

生物反応槽

生物反応槽

脱窒槽

脱窒槽

脱窒槽

脱窒槽

硝化槽

硝化槽

硝化槽

硝化槽

硝化液循環

硝化液循環

硝化液循環

硝化液循環

最初沈殿池

最初沈殿池

最初沈殿池

最初沈殿池

引抜汚泥

引抜汚泥

4系

3系

2系

1系

分水槽

汚水ポンプ

沈砂池

流入

処理工程フローシート

